

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 22 号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第35条関係）

農作物共済の共済金額表

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の種別		法第107条第4項の規定による危険段階別		単位当たり共済金額
水稻	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	1	農作物危険段階基準共済掛金率設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち最高額のものと同額
			2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
			3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	
			4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
			5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
				平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	
		100分の40	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻		

			の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	同上
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	
	100分の50	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	同上
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	

法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	
	100分の30	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成9年	

			産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成21年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	
	100分の40	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成21年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	
法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額	100分の10	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上	

とする農作物共済			1.9%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	
	100分の20	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	
	100分の30	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	
		2	要領により算出した平成9年	

				産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
			3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	同上
			4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	
			5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
				平成21年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	
麦1類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	
			2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
			3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	同上
			4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	
			5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
				平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	

100分の 40	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
	2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
	3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	
	4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	
	5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
		平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	
100分の 50	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
	2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
	3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	
	4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	
	5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の	

			被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	
法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	
	100分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の	

				被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	
			5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
				平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	
		100分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
			2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
			3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	
			4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	
			5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
				平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済	100分の10	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
			2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
			3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の	

金額とする農作物共済			被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	
	100分の20	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
			平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	
	100分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	
		2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の	

				被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
			3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	同上
			4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	
			5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
				平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	
麦2類、	法第106条	100分の30			同上
麦3類、	第1項第	100分の40			同上
麦4類及び麦5類	1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の50			同上
	法第106条	100分の20			同上
	第1項第	100分の30			同上
	2号に規定する金額を	100分の40			同上

	共済 金額 とする農 作物 共済				
	法第 106条	100分の 10			同上
	第1 項第 3号	100分の 20			同上
	に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の 30			同上

別表第 2（第 3 6 条関係）

農作物共済の共済掛金率表

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の種別		法第107条第 4 項の規定による危険段階別	共済掛金率	共済加入者負担共済掛金率
水稻	法第106条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 30	1 要領により算出した平成 9 年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	% 2.593	% 1.296500
			2 要領により算出した平成 9 年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	1.255	0.627500
			3 要領により算出した平成 9 年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.986	0.493000
			4 要領により算出した平成 9 年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.891	0.445500
			5 要領により算出した平成 9 年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.864	0.432000
			平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.933	0.466500
		100 分の 40	1 要領により算出した平成 9 年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	1.592	0.796000
			2 要領により算出した平成 9 年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.771	0.385500

		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.606	0.303000
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.547	0.273500
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.531	0.265500
			平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.573	0.286500
	100分の50	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	1.023	0.511500
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.495	0.247500
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.389	0.194500
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.351	0.175500
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.341	0.170500
			平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.368	0.184000
	法第106条	100分の	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻	3.507

第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	20		の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者		
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	1.698	0.849000
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	1.334	0.667000
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	1.205	0.602500
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	1.169	0.584500
			平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	1.262	0.631000
	100分の30	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	1.334	0.667000
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.646	0.323000
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.507	0.253500
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.458	0.229000
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未	0.445	0.222500

			満の農作物共済加入者		
			平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.480	0.240000
	100分の40	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	0.661	0.330500
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.320	0.160000
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.252	0.126000
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.227	0.113500
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.220	0.110000
			平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.238	0.119000
法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農	100分の10	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	6.976	3.488000
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	3.376	1.688000
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	2.653	1.326500
		4	要領により算出した平成9年	2.397	1.198500

	作物 共済		産から平成20年産までの水稲 の被害率の平均が0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者		
		5	要領により算出した平成9年 産から平成20年産までの水稲 の被害率の平均が0.001%未 満の農作物共済加入者	2.324	1.162000
			平成21年産の水稲以後新たに 共済関係の存することとなる 者	2.510	1.255000
		100 分の 20	1 要領により算出した平成9年 産から平成20年産までの水稲 の被害率の平均が10.0%以上 の農作物共済加入者	2.362	1.181000
			2 要領により算出した平成9年 産から平成20年産までの水稲 の被害率の平均が1.9%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	1.143	0.571500
			3 要領により算出した平成9年 産から平成20年産までの水稲 の被害率の平均が0.5%以上 1.9%未満の農作物共済加入者	0.898	0.449000
			4 要領により算出した平成9年 産から平成20年産までの水稲 の被害率の平均が0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	0.812	0.406000
			5 要領により算出した平成9年 産から平成20年産までの水稲 の被害率の平均が0.001%未 満の農作物共済加入者	0.787	0.393500
			平成21年産の水稲以後新たに 共済関係の存することとなる 者	0.850	0.425000
		100 分の 30	1 要領により算出した平成9年 産から平成20年産までの水稲 の被害率の平均が10.0%以上 の農作物共済加入者	0.670	0.335000
			2 要領により算出した平成9年 産から平成20年産までの水稲 の被害率の平均が1.9%以上	0.324	0.162000

			10.0%未満の農作物共済加入者		
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.255	0.127500
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.230	0.115000
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.223	0.111500
			平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.241	0.120500
法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	7.323	3.661500
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	3.544	1.772000
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	2.785	1.392500
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	2.516	1.258000
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	2.440	1.220000
			平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	2.635	1.317500
	100	1	要領により算出した平成9年	2.479	1.239500

	分の 80		産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者		
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	1.200	0.600000
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.943	0.471500
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.852	0.426000
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.826	0.413000
			平成21年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.892	0.446000
	100 分の 70	1	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	0.703	0.351500
		2	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.340	0.170000
		3	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の農作物共済加入者	0.267	0.133500
		4	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.242	0.121000
		5	要領により算出した平成9年産から平成20年産までの水稲	0.234	0.117000

				の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者		
				平成21年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.253	0.126500
麦 1 類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	9.843	4.636053
			2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	8.914	4.198494
			3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	7.667	3.611157
			4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	6.163	2.902773
			5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	5.469	2.575899
				平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	7.291	3.434061
		100分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	7.217	3.449726
			2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	6.536	3.124208
			3	要領により算出した平成10年	5.622	2.687316

			産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者		
		4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	4.519	2.160082
		5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	4.010	1.916780
			平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	5.346	2.555388
	100分の50	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	4.890	2.400990
2		要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	4.428	2.174148	
3		要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	3.809	1.870219	
4		要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	3.062	1.503442	
5		要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	2.717	1.334047	
			平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	3.622	1.778402

法第 106条 第1 項第 2号 に規 定す る金 額を 共済 金額 とす る農 作物 共済	100 分の 20	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	10.829	5.078801
		2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	9.807	4.599483
		3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	8.435	3.956015
		4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	6.780	3.179820
		5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	6.017	2.821973
			平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	8.021	3.761849
	100 分の 30	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	6.927	3.318033
		2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	6.273	3.004767
		3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	5.396	2.584684
		4	要領により算出した平成10年	4.337	2.077423

			産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者		
		5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	3.849	1.843671
			平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	5.131	2.457749
	100分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	4.181	2.082138
		2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	3.786	1.885428
		3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	3.257	1.621986
		4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	2.618	1.303764
		5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	2.323	1.156854
			平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	3.097	1.542306
法第106条第1項第3号	100分の10	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	14.899	6.913136
		2	要領により算出した平成10年	13.493	6.260752

に規定する金額を共済金額とする農作物共済			産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者		
		3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	11.605	5.384720
		4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	9.329	4.328656
		5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	8.278	3.840992
			平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	11.036	5.120704
	100分の20	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	10.297	4.839590
		2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	9.325	4.382750
		3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	8.020	3.769400
		4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	6.447	3.030090
		5	要領により算出した平成10年	5.721	2.688870

			産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者		
			平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	7.627	3.584690
	100分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	6.535	3.143335
		2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	5.919	2.847039
		3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	5.091	2.448771
		4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	4.092	1.968252
		5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	3.631	1.746511
			平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	4.841	2.328521
法第150条の3の3第1項に規定する金額を共	100分の90	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	13.975	6.484400
		2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	12.656	5.872384
		3	要領により算出した平成10年	10.886	5.051104

済金額とする農作物共済			産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者		
		4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	8.750	4.060000
		5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	7.765	3.602960
			平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	10.352	4.803328
	100分の80	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	9.504	4.476384
		2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	8.607	4.053897
		3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	7.403	3.486813
		4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	5.951	2.802921
		5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	5.281	2.487351
			平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	7.040	3.315840

		100分の70	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	6.973	3.340067
			2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	6.315	3.024885
			3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	5.431	2.601449
			4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	4.366	2.091314
			5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	3.874	1.855646
				平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	5.165	2.474035
麦2類、 麦3類、 麦4類及び麦5類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30			7.291	3.434061
		100分の40			5.346	2.555388
		100分の50			3.622	1.778402

法第 106条 第1 項第 2号 に規 定す る金 額を 共済 金額 とす る農 作物 共済	100 分の 20			8.021	3.761849
	100 分の 30			5.131	2.457749
	100 分の 40			3.097	1.542306
法第 106条 第1 項第 3号 に規 定す る金 額を 共済 金額 とす る農 作物 共済	100 分の 10			11.036	5.120704
	100 分の 20			7.627	3.584690
	100 分の 30			4.841	2.328521
法第 150条 の3 の3 第1 項に 規定 する 金額 を共	100 分の 90			10.352	4.803328
	100 分の 80			7.040	3.315840
	100 分の 70			5.165	2.474035

	金 額と する 農作 物共 済					
--	--------------------------------	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行し、改正後の津市農業共済条例の規定は、水稻については平成 2 1 年産のものから、麦については平成 2 2 年産のものから適用し、平成 2 1 年産の麦については、なお従前の例による。

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 23 号

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

津市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 18 年津市条例第 10 号）の
一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成 21 年 3 月 31 日」を「平成 22 年 3 月 31 日」に改め
る。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 24 号

津市市税条例等の一部を改正する条例

(津市市税条例の一部改正)

第 1 条 津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 4 項中「第 5 号の 5 様式」の次に「、第 5 号の 5 の 2 様式」を加える。

第 38 条第 1 項中「若しくは第 2 項」を削る。

第 47 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 47 条の 3 中「（同条第 2 項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」を削る。

第 47 条の 5 第 1 項中「（同条第 2 項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）」を削り、同条第 2 項中「及び同条第 2 項」を削り、「同条第 3 項」を「同条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「（同条第 2 項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。））」を「前条第 1 項」とあるのは「第 47 条の 5 第 1 項」に改める。

第 54 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 9」を「第 10 条の 2 の 10」に改め

る。

第56条中「第348条第2項第9号」の次に「、第9号の2」を加え、「公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人」を「医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第58条の次に次の1条を加える。

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第59条中「、第11号の4」を「から第11号の5まで」に改める。

第93条第2項中「民法」の次に「（明治29年法律第89号）」を加える。

附則第10条中「、第15条の3又は第39条第5項」を「又は第15条の3」に、「、第15条の3若しくは第39条第5項」を「若しくは第15条の3」に改める。

附則第10条の2第3項中「同法第41条第1項の規定による地方公共団体の」を「令附則第12条第21項第2号に規定する」に改め、同条第6項中「附則第7条第7項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第7

項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第10条の3を削る。

附則第11条の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成19年度分」を「平成22年度分」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地」を「平成22年度適用土地」に、「平成19年度類似適用土地」を「平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第11条の3を削る。

附則第12条（見出しを含む。）、第12条の3（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条の3を削る。

附則第15条の2第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第16条の4第3項第2号中「第34条の5の2第1項前段」を「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第17条第3項第2号中「第34条の5の2第1項前段」を「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

附則第18条第5項第2号中「第34条の5の2第1項前段」を「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第19条第2項第2号中「第34条の5の2第1項前段」を「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」

に改める。

附則第20条の2第2項第2号中「第34条の5の2第1項前段」を「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第20条の4第2項第2号中「第34条の5の2第1項前段」を「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改め、同条第5項第2号中「第34条の5の2第1項前段」を「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

附則第22条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第4項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「この項において」を削り、同条第5項及び第6項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第22条の3（見出しを含む。）及び第23条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第26条中「第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項、第53項から第59項まで若しくは第61項」を「第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」に改める。

（津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 津市市税条例の一部を改正する条例（平成20年津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「次条第20項及び第21項」を「次条第18項及び第19項」に改め、同条第5号中「第14項」を「第12項」に改め、同条第6号中「次条第15項から第19項まで」を「次条第13項から第17項まで」に改める。

附則第2条第7項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月3

1 日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第10項中「（次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削り、同条中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項を削り、第14項を第12項とし、第15項を第13項とし、同条第16項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第2条第16項」を「附則第2条第14項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第16項」を「第14項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「第16項」を「第14項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項を同条第18項とし、同条第21項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第19項とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条の規定による改正前の津市市税条例附則第10条の2第3項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。